

令和7年度  
国営土地改良事業地区調査  
能代二期地区他経済効果算定その他業務

特 別 仕 様 書

東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所

## 第1章 総則

### (適用範囲)

第1-1条 令和7年度国営土地改良事業地区調査能代二期地区他経済効果算定その他業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

### (目的)

第1-2条 本業務は、国営土地改良事業地区調査能代二期地区の受益面積調査、営農計画（案）の策定、経済効果の算定及び環境配慮計画（案）の補足を行う。また、最上川下流右岸二期地区については、三条資格者の決定及び経済効果の算定を行うものである。

### (場所)

第1-3条 本業務の対象地域は、秋田県能代市他2町、山形県酒田市及び庄内町地内で、「別添-1位置図（秋田県）」、「別添-2位置図（山形県）」、に示すとおりである。

### (履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-4条 本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令（以下、「予決算」という。）第85条の基準に基づく価格「以下、「調査基準価格」という。」を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料を基に以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備等

### (一般事項)

第1-5条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施のための立ち入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。  
なお、現地立ち入りにあたっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。
- (2) 作業実施の順序、方法等は、監督職員と密接な連携を取り、作業の円滑な推進を図るものとする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中にあっても監督職員に資料の提出を求められたときは、速やかにこれに応じるものとする。

### (管理技術者)

第1-6条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業農村工学 農業－農村地域・資源計画 農業－農業土木 農業－農村地域計画
	農業	農業農村工学 農村地域・資源計画 農業土木 農村地域計画
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(担当技術者)

第1-7条 担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-8条 共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(保険加入)

第1-9条 受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

## 第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条 経済効果の算定に関する事項については、「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針の制定について（最終改正 平成20年3月31日付け19農振第2031号農村振興局長通知）」及び「土地改良事業の費用対効果分析マニュアルの制定について（令和4年4月7日付け4農振第37号 農村振興局整備部長通知）」を適用するものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

(参考図書)

第2-2条 作業の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか、次表によるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定年月
1	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(社) 農業土木事業協会	平成5年3月

(貸与資料)

第2-3条 貸与資料は次表のとおりとする。

番号	分 類	貸 与 資 料	数量
1	施設管理	能代二期関係土地改良区維持管理計画書	1式
2	事業計画	国営能代開拓 事業誌	1式
3	事業計画	国営能代開拓建設事業 事業成績書	1式
4	調査資料	令和4年度地域整備方向検討調査 能代二期地区概略施設整備構想策定調査業務報告書	1式
5	調査資料	令和4年度地域整備方向検討調査 能代二期地区概略営農構想検討その他業務報告書	1式
6	調査資料	令和5年度国営土地改良事業地区調査 能代二期地区経済効果算定その他業務	1式
7	調査資料	令和5年度国営土地改良事業地区調査 能代二期地区環境調査業務報告書	1式
8	調査資料	令和5年度 国営土地改良事業地区調査 能代二期地区耐震性能照査その他調査業務報告書	1式
9	調査資料	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 能代二期地区営農計画策定その他業務	1式
10	調査資料	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 能代二期地区環境配慮計画策定業務	1式
11	調査資料	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 能代二期地区米代川水管橋等耐震補強対策検討その他調査業務	1式
12	調査資料	令和4年度 地域整備方向検討調査 最上川下流右岸二期 地区整備構想策定その他調査業務報告書	1式
13	調査資料	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 最上川下流右岸 二期地区営農計画策定その他業務	1式
14	その他	能代二期地区営農検討部会資料	1式
15	その他	第4次土地利用基盤整備基本調査データ	1式
16	その他	土地改良事業経済効果測定の標準値 (秋田県)	1式
17	その他	土地改良事業経済効果測定の標準値 (山形県)	1式
18	その他	その他監督職員が必要と認める資料	1式

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-4条 第2-2条、第2-3条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、作業時点の最新版を用い、作業中に改定された場合には、監督職員と協議するものとする。

(3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(関連業務)

第2-5条 本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた業務成果としなければならない。

番号	業務名	業務実施期間
1	令和7年度 国営土地改良事業地区調査 能代二期地区小水力発電施設他基本設計その他業務	令和7年6月～ 令和8年2月 (予定)
2	令和7年度 国営土地改良事業地区調査 最上川下流右岸二期地区八幡幹線水路他耐震照査業務	令和7年5月～ 令和7年12月 (予定)
3	令和7年度 国営土地改良事業地区調査 最上川下流右岸二期地区地域連携その他業務	令和7年6月～ 令和8年2月 (予定)

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。  
なお、作業の詳細は、別紙-1「作業項目内訳表」に示すものとする。

作業項目	数量	備考
1. 事前準備	1式	
2. 能代二期地区		
2-1. 受益面積調査	1式	
2-2. 営農計画(案)の策定	1式	
2-3. 経済効果の算定	1式	
2-4. 環境配慮計画(案)の補足	1式	
3. 最上川下流右岸二期地区		
3-1. 三条資格者の決定	1式	
3-2. 経済効果の算定	1式	
4. 点検取りまとめ	1式	

(作業の留意点)

第3-2条 作業の実施に際し、特に留意する点は次のとおりとする。

- (1) 貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (2) 特に留意する点がある場合には、業務報告書等に記載するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条の打合せについては、主として次の段階で行うものとする。  
また、初回及び最終回の打合せには、管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手段階

第2回 環境調査中間取りまとめ段階

第3回 受益面積及び経済効果中間取りまとめ段階

#### 第4回 営農計画（案）中間取りまとめ段階

#### 最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当者は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1～11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

### 第5章 成果物

#### （成果物）

第5-1条 成果物を共通仕様書第1～17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- （1）成果物の電子媒体（CD-R等） 正副2部
- （2）成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

#### （成果物の提出先）

第5-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

秋田県秋田市山王七丁目1番3号  
東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所

### 第6章 契約変更

#### （契約変更）

第6-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- （1）第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- （2）第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- （3）第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- （4）受益面積調査において、追加調査が必要となった場合
- （5）経済効果の算定において、追加調査が必要となった場合
- （6）履行期間の変更が生じた場合
- （7）関係機関等対外的協議等により調査計画等に変更が生じた場合
- （8）その他

### 第7章 定めなき事項

#### （定めなき事項）

第7-1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務を実施するに当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙－1 作業項目内訳表

I. 設計作業

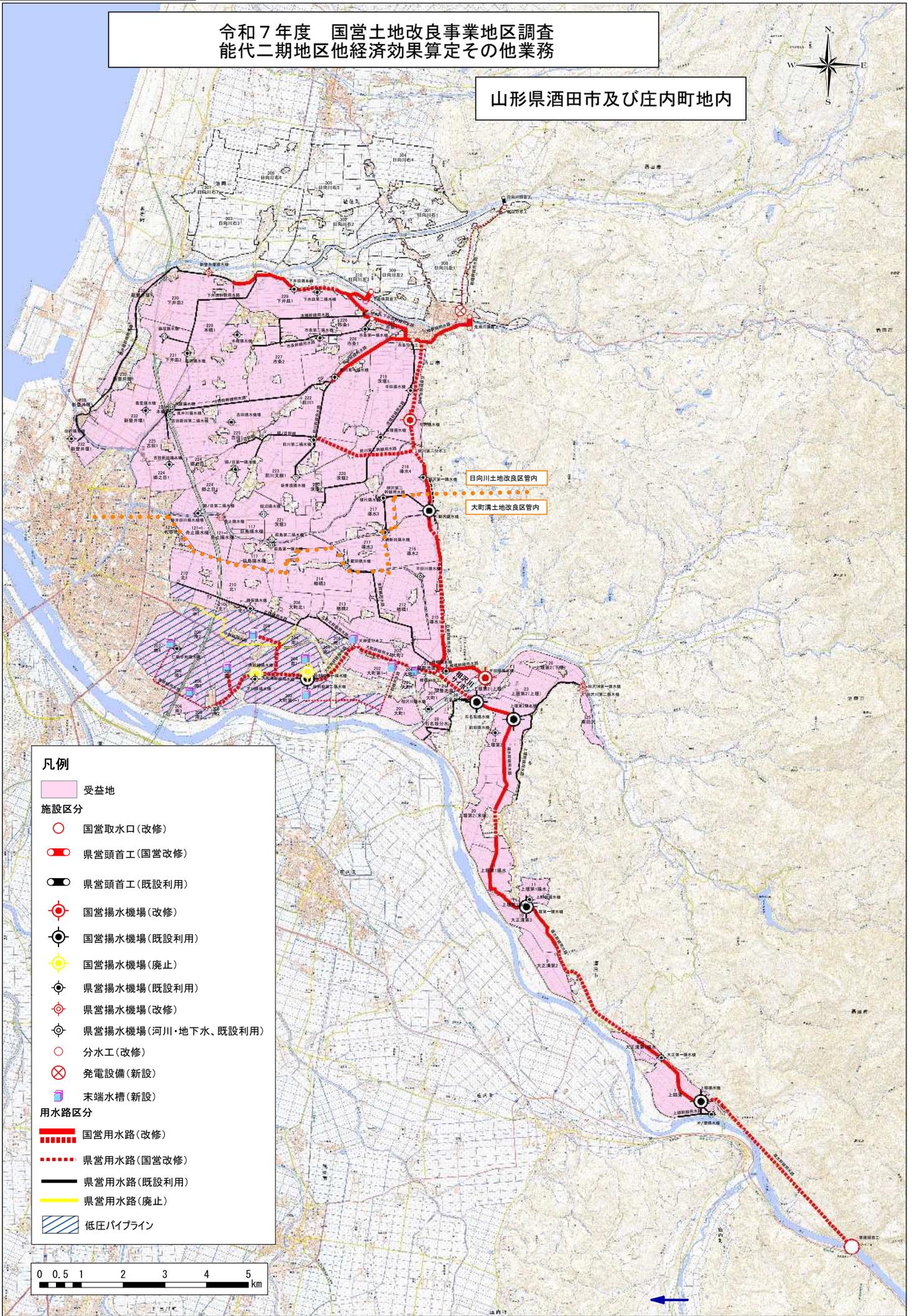
作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 事前準備	本業務の実施に当たり、能代二期地区及び最上川下流右岸二期地区の貸与資料及びその他資料を整理し、内容の把握を行う。	○
2. 能代二期地区		
2-1. 受益面積調査		
2-1-1. 一筆調書の更新	過年度業務で整理した一筆調書（約24,592筆）について、発注者より貸与する関係土地改良区土地原簿、関係市町農業委員会農地台帳、法務局土地登記簿（いずれもR7.4.1時点）により情報を更新する。 なお、関係土地改良区土地原簿、関係市町農業委員会農地台帳、法務局土地登記簿の取得や関係機関への確認、調整は発注者が行う。	○
2-2. 営農計画（案）の策定		
2-2-1. 営農計画（案）の策定	令和6年度業務で策定した営農計画（案）を基に、本業務で行う受益面積調査、直近の統計情報、転作実績、各種振興計画及び発注者が提示する営農検討部会資料等を踏まえて、更新する。 土地利用計画（案）の更新にあたっては、本業務の経済効果の算定も踏まえた導入作物、現況・計画面積の精査を行う。 経営計画（案）の更新にあたっては、過年度業務で整理したモデル営農類型による経営計画（案）を基に、直近の各種計画、本業務で更新する土地利用計画（案）を踏まえて、営農類型及び作付方式の更新を行うとともに、各営農類型の償還妥当性を検討する。	○
2-3. 経済効果の算定		
2-3-1. 総費用の算定	過年度業務で整理した総費用について、直近の諸元を用いて更新するとともに、事業計画及び事業費の変更を踏まえた精査を行う。	○
2-3-2. 効果の算定		
2-3-2-1. 作物生産効果の算定	過年度業務で整理した作物生産効果について、直近の諸元を用いて更新するとともに、実証ほ場データによる減収率、作物毎の増産量及び輸出等を踏まえた作物単価の見直し等による精査を行い、更なる効果額の上積みを図る。	○
2-3-2-2. 営農経費節減効果の算定	過年度業務で整理した営農経費節減効果について、直近の労働費、機械経費、生産資材費及び経営指標等により営農技術体系及び経営規模の精査を行い、更なる効果額の上積みを図る。	○
2-3-2-3. 品質向上効果の算定	過年度業務で整理した品質向上効果について、直近の諸元を用いて更新するとともに、実証圃データによる品質の変化や作型の変更等による精査を行い、更なる効果額の上積みを図る。	○

作業項目	作業内容	作業実施欄
2-4. 環境配慮計画（案）の補足		/
2-4-1. 植物調査	<p>植物を目視、採取等により調査し、確認した種を生育環境と共に記録する。また、植物調査の際、副次的に発見した小動物（ほ乳類、鳥類、昆虫類、両生類、は虫類）があれば記録する。調査結果を踏まえ、調査地点の植物相の特性を解析、考察する。</p> <p>【調査地点】 素波里ダム取水塔周辺（2ヶ所）、埴川支線用水路（1ヶ所）</p> <p>【調査時期】 夏期、秋期 ※延べ6回</p>	○
2-4-2. 魚類・底生生物調査	<p>魚類、底生生物を投網、タモ網等により採捕、調査し、確認した種を生息環境と共に記録する。調査結果を踏まえ、調査地点の魚類・底生生物相の特性を解析、考察する。</p> <p>【調査地点】 埴川（埴川支線用水路横断部）（1ヶ所）</p> <p>【調査時期】 夏期、秋期 ※延べ2回</p>	○
3. 最上川下流右岸二期地区		/
3-1. 三条資格者の決定		/
3-1-1. 三条資格者名簿の作成	<p>過年度業務で整理した一筆調書（25,021筆）と発注者が貸与する、土地改良区土地原簿及び農地台帳（R7年4月1日時点）と、整合を図った上で三条資格者を決定し名簿を作成する。併せて、三条資格者に関する一筆調書、名寄調書及び共有者名簿を作成する。</p>	○
3-2. 経済効果の算定		/
3-2-1. 総費用の算定	<p>当該事業及び関連事業の事業費、当該事業及び関連事業により整備される施設並びに一体的に効用が発揮される施設の再整備費等を整理し、総費用を算定する。</p>	○
3-2-2. 効果の算定		/
3-2-2-1. 作物生産効果の算定	<p>事業を実施した場合（事業ありせば）と実施しなかった場合（事業なかりせば）の作物生産量の比較により、作物生産効果を算定する。なお、算定にあたっては、「最上川下流右岸二期地区営農計画（案）」との整合を図るものとする。</p>	○
3-2-2-2. 営農経費節減効果の算定	<p>事業を実施した場合（事業ありせば）と実施しなかった場合（事業なかりせば）の労働費、機械経費及びその他生産資材費の比較により、営農経費節減効果を算定する。また、開水路のパイプライン化による省力化の効果を算定する。</p>	○
3-2-2-3. 維持管理費節減効果の算定	<p>現況施設の既往年経費（過去5か年）を整理するとともに、事業を実施した場合（事業ありせば）と実施しなかった場合（事業なかりせば）の維持管理費を比較し、維持管理費節減効果を算定する。</p>	○
3-2-2-4. 経済効果の算定	<p>上記3-2-2-1～3-2-2-4の結果を踏まえ、総費用総便益費比及び所得償還率を算定する。</p>	○
4. 点検取りまとめ	<p>点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。</p>	○



令和7年度 国営土地改良事業地区調査  
能代二期地区他経済効果算定その他業務

山形県酒田市及び庄内町地内



凡例

- 受益地
- 施設区分**
- 国営取水口(改修)
- 県営頭首工(国営改修)
- 県営頭首工(既設利用)
- 国営揚水機場(改修)
- 国営揚水機場(既設利用)
- 国営揚水機場(廃止)
- 県営揚水機場(既設利用)
- 県営揚水機場(改修)
- 県営揚水機場(河川・地下水、既設利用)
- 分水工(改修)
- 発電設備(新設)
- 末端水槽(新設)
- 用水路区分**
- 国営用水路(改修)
- 県営用水路(国営改修)
- 県営用水路(既設利用)
- 県営用水路(廃止)
- 低圧パイプライン

